

## 広島県告示第七百八十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

令和六年八月十九日

広島県知事 湯崎英彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
福島生協病院	広島市西区福島町一丁目二 四番地七	令和九年八月一八日	更新